

令和元年度第2回埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会
議事概要

1 日 時

令和元年11月12日（火）15：30～17：00

2 場 所

朝霞保健所 大会議室

3 出席者

【委員】

村山正昭委員、関谷治久委員、須田勝行委員、新井信明委員、畑中典子委員、原彰男委員、鈴木義隆委員、富家隆樹委員、関則子委員、仙石由美子委員、柳下譲次委員、桑島修委員、麦田伸之委員、竹之下力委員、湯尾明委員

【オブザーバー】

管内市・町職員及び保健センター職員

【事務局】

保健医療政策課職員、医療整備課職員、朝霞保健所職員

【傍聴人】

10名

4 議事

(1) 第7次埼玉県地域保健医療計画の一部変更について【資料1】

資料1-1～3に基づき保健医療政策課が説明した。

(質疑)

Q 外来医師多数区域における新規開業者の届出文書の中に、地域で不足する外来医療機能を担うことに同意する旨の記載欄を設け、協議の場において合意の状況を確認することになっている。例えば、学校医の予防接種等は行政との契約のため、原則として医師会に入会していただいている先生にお願いしている。しかし、医師会活動に協力する医師も高齢化しており、できるだけ若い人に入っていただきたいところである。同意の記載欄は医師会に入会することを前提にしてのものか。

A 埼玉県には外来医師多数区域を設定していないため、当該様式を示すことはない。一般論としては、医師会に加入することを前提としているものではない。

※資料1-2 3のとおり、計画に記載する内容は案のとおりで了承を得た。

(2) 第7次埼玉県地域保健医療計画に基づく病床整備について【資料2】

○資料2-1に基づいて、医療整備課が説明した。

(意見、質疑等なし)

○資料2-2に基づいて、朝霞保健所が説明した。また、ふじみの救急クリニック及び朝霞台駅前耳鼻科クリニックから「病床整備が計画通り順調に進行している。」との説明があった。

(意見)

- ・地域包括ケア病棟で十分リハビリをさせていただけると良いが、特養等施設との関係や診療報酬の縛りがあり、十分といえる状況ではない。
- ・様々な利害関係はあるが、地域で情報を共有することで、リハビリが効率的に回るのではないか。
- ・ある程度医療の方で責任を持って、リハビリをやっていかないと病気を治療しても入院前より悪い状態で退院することになってしまう。
- ・医療側、介護側が望むことを話し合い、寄り添う必要がある。今後もコミュニケーションを大切に、話し合いを続けてほしい。

○資料2-3、2-4について医療整備課が説明した。

(質疑)

Q 定量基準分析結果と自主判断に基づく報告結果にかい離がある医療機関を呼んで説明してもらおうとのことだが、具体的にはどの程度のかい離を考えているか。

A 全病床数のうち例えば半数以上の報告内容にかい離が生じている医療機関を考えている。

Q かい離が生じているということは、統計が違ってきてしまうことになりかねない。把握は何時ごろまでに行う予定なのか。

A 把握はできているが、調整会議の場を活用させていただき、医療機関の現状を確認しながら進めていきたい。

(3) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について【資料3】

資料3に基づき、保健医療政策課が説明した。

(質疑)

Q 4.2.4 医療機関が公表されて大きな騒動になっている。埼玉県の状況は如何か。

A いくつかの医療機関から問い合わせはあった。しかし、リストアップされている医療機関の中には既に調整会議で議論がなされている機関もあるなど、今のところ大きな問題にはなっていないと考えている。